

利益相反委員会規程

(目的)

第1条 日本口腔検査学会（以下「本学会」という。）に、本学会及び会員の活動に関わる利益相反に適切に対処するとともに利益相反に関する重要事項を審議することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的の達成のために、本学会に利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は以下の業務を行う。

(所掌事項)

第3条 委員会は、厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針等に基づき次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 利益相反状態にある会員個人からのあらゆる質問、要望への対応。
- (2) 利益相反の管理ならびに啓発活動に関する事項。
- (3) 利益相反に関する調査、審議、審査マネジメント、改善措置の提案、勧告に関する事項。
- (4) その他、利益相反に係る必要事項。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本学会理事 若干名
 - (2) 本学会員以外の有識者 1名
 - (3) その他理事長が必要と認める者 若干名
- 2 前項の委員は、理事長が委嘱する。
- 3 前項 1号で指名される委員が当該議事における利益相反に含まれる場合には委員会の審議に参加しない。この場合は、委員長が当該議事における利益相反に含まれない理事を臨時委員として指名することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は当該議事の審議期間のみとし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会の委員長は理事長が指名する。ただし、委員長が当該議事における利益相反に含まれる場合には副委員長がその職務を代行する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は副委員長を指名する。委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(秘密保持)

第9条 委員会の委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その委員を退いた後も同様とする。

2 前項の規定は、第7条の規定により委員会に出席を求められた者及び次条の規定により事務を行う者について準用する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、本学会事務局において処理する。

(規定の改正)

第11条 規定の改正は理事会の議を経て行う。

附則

1 この規程は、令和3年3月18日から施行する。